

令和5年度富山県生涯スポーツ協議会加盟団体主管事業について

各団体は、主管事業を実施する際は、以下の点に留意していただきますようお願いいたします。

○ 主管事業の内容について

1 普及事業

- (1) 各種目の普及・振興並びにスポーツ人口の拡大やスポーツ参加機会の拡充を図ることを目的として実施する事業。
- (2) 事業内容：指導者派遣、スポーツ教室、体験教室、世代間交流事業 等

2 団体育成事業

- (1) 会員の増加や資質向上、指導者の育成など、各加盟団体組織の育成や強化を図ることを目的として実施する事業。
- (2) 事業内容：各種研修会・講習会、審判養成、資格取得・更新研修 等

3 大会開催事業

- (1) 会員相互の緊密な連絡と協力体制のもと、県民の健康と体力の保持増進や生きがいに寄与することを目的として実施する事業。
- (2) 事業内容：各加盟団体が主管する各種大会

○ 実施上の留意点

1 実施にあたっての基本的事項

- (1) 県民を対象とするもので原則として、加盟団体が単独で実施するものとする。なお、事業実施にあたり別途県補助金を受けている場合は、その事業は対象とならない。
- (2) 各事業への参加人数は、「普及事業」「団体育成事業」については30人以上、「大会開催事業」については、100人以上を基準とする。
- (3) 上記3事業のうち、原則、2事業以上を実施すること。

2 団体運営補助費について

- (1) 本協議会が加盟団体に配分する団体運営補助費は、140,000円とする。
- (2) 各事業を実施するにあたり、上記の団体運営補助費以外に、必ず加盟団体の負担金や参加料等を加えて予算案を作成すること。
- (3) 団体運営補助費は、各事業内で複数に分配することができる。

3 主催、共催、主管について

- (1) 主催又は共催に「富山県生涯スポーツ協議会」を記載すること。
- (2) 事業を実施する場合には、必ず加盟団体が主催又は主管をすること。
- (3) 後援及び協賛団体等については、加盟団体に一任する。

4 実施計画書・予算書の提出について

- (1) 既に提出されている「令和5年度事業計画の概要」に基づいて、実施計画書及び予算書を本協議会が定めた(様式)により、5月末までに事務局に提出する。
- (2) 事業の変更が生じた場合には、速やかに(様式2)により「事業変更(申請)届」を事務局に提出する。

5 実施報告書・決算書の提出について

- (1) 事業終了後、一ヶ月以内に本協議会が定めた(様式)により、実施報告書・決算書を事務局に提出する。
- (2) 上記書類に加えて、「実施要項」「プログラム」「スナップ写真」等、事業内容が分かる関係書類を添付する。
- (3) 領収証等の証拠書類の添付は必要ないが、提出を求める場合があるので各団体で整理・保管しておくこと。
(保存期限5年)

6 その他

- (1) 実施計画書・予算書・実施報告書・決算書・事業変更(申請)届等の様式データは、本協議会のホームページから取り出すことができる。
- (2) 団体運営補助事業並びに主催・共催・後援等の申請等の問い合わせは、なるべく早めに連絡すること。

<問合せ先> 富山県生涯スポーツ協議会事務局
TEL 076-431-2088 FAX 076-431-2105
e-mail: life-spo@pf.ctt.ne.jp